

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	簡条4	簡条4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	簡条9 9.1 9.3 簡条11 11.1 11.3 簡条12	簡条9 寸法 9.1 ランプソケットは、JIS C 7709（規格群）の該当するデータシートに適合しなければならない。 9.3 ねじを切った差込口及び止めねじの寸法は、規定する値以上でなければならない。 簡条11 端子 11.1 ランプソケットは、次の接続方法のうち、少なくとも一つを備えなければならない。 － ねじ締め式端子 － ねじなし端子 － 平形差込み端子又は丸形差込み端子 － ワイヤ巻付け用端子 － はんだ用端子 － 口出し線（コード非交換形端末線） 11.3 端子は、ねじ締め式端子又はこれと同等な接続方法で接続可能なものでなければならない。 簡条12 保護接地	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.2	12.2 保護接地端子は、箇条11の要求事項に適合しなければならない。 保護接地端子がねじ締め式端子の場合、工具を使用しなければ緩められない構造でなければならない。ねじなし端子の場合、意図せず手で緩められない構造でなければならない。	
				12.3	12.3 接地するように意図した金属製ランプソケットは、全ての可触外郭金属部を電氣的に保護接地可能な構造でなければならない。接地方法は、ランプソケットの意図した取付方法によらなければならない。	
				箇条13	箇条13 構造	
				13.1	13.1 プランジャ接点の接触面は滑らかで、プランジャ接点の接触面の角部は、対応するランプの容易な着脱を妨げない形状でなければならない。	
				13.2	13.2 ランプソケットの各部品は、互いに確実に接続されなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.6 箇条21	箇条13 構造 13.6 ドーム付きのねじを切った差込口があるランプソケットは、電線管がドームの中に深く入りすぎることを防止するための手段を備えていなければならない。 箇条21 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.1	抗力 21.1 銅又は銅合金のロール材の接点及びその他の部分は、故障によってランプソケットが不安全となるおそれがある場合、過度の残留応力によって、損傷してはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.1 8.2 8.5	箇条8 表示 8.1 ランプソケットには、次の事項を表示しなければならない。 ー 定格電圧（ボルトの単位で表示） ー 製造業者名 ー カタログ品番又は形式記号 等 8.2 電流及び電圧を記号で表現する場合には、“A”（アンペア）及び“V”（ボルト）を使用しなければならない。 8.5 ランプソケットの端子が規定する端子寸法に適合しない場合、接続可能な導体の断面積又は断面積範囲を平方ミリメートル単位で表した値に、小さな上付き“□”を付けて表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条13 13.8	箇条13 構造 13.8 コードグリップランプソケットは、可とうコードを固定する装置（コードの固定装置）を備えなければならない。コードの固定装置は、端子との接続箇所への導体のね	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条14 14.4	じれを含む張力を緩和し、可とうコードの外被を固定することによって、可とうコードを摩耗から保護しなければならない。 箇条14 スイッチ付きランプソケット 14.4 スイッチ付きランプソケットに使用するスイッチは、一般照明用（GLS）白熱電球からなる負荷を定格電圧で開閉可能でなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条15 15.1 15.2 箇条21 21.2	箇条15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 15.1 防滴形ランプソケットの外郭は、水の浸入に対して必要な保護等級を備えなければならない。 15.2 ランプソケットは、通常の使用で起こり得る湿度条件に耐えなければならない。 箇条21 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗力 21.2 鉄の部分は、ランプソケットに危険を生じさせるようなさびが生じないように、適切に保護しなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条12 12.4	箇条12 保護接地 12.4 保護接地端子に使用する金属は、保護接地導体の銅との接触で腐食が発生するおそれがない材質でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条20 20.1 20.5	保護接地端子又はねじの材質は、黄銅又は耐腐食性が黄銅以上の材質でなければならない。 箇条20 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 20.1 接点を保持する部分、絶縁材料製のランプソケットの外付け部分及び導電性の外面をもつ絶縁材料製の外付け部分は、耐熱性をもたなければならない。 20.5 普通形以外のランプソケットの場合、充電部を保持する絶縁部品は、適切な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.1 箇条11 11.4 箇条13 13.9	箇条10 感電に対する保護 10.1 ランプソケットは、組立完成品を規定する試験装置に取り付けたとき、充電部が可触にならないように設計しなければならない。 箇条11 端子 11.4 端子は、導体を正しく取り付けした後、ランプ着脱の操作前、操作中及び操作後に充電部と可触金属部又はスイッチの可動部との間で偶発的に接触する危険がないように配置しなければならない。 箇条13 構造 13.9 外郭付ランプソケット及び独立形ランプソケットのつり下げ装置は、ランプソケットに単一故障が生じた場	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条14 14.2	合でも、充電部となるおそれがある可触金属部があつてはならない。 箇条14 スイッチ付きランプソケット 14.2 スイッチ付きランプソケットは、スイッチの可動部分と電源電線との間の偶発的な接触が発生しない構造でなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条12 12.1 12.3	箇条12 保護接地 12.1 金属製ランプソケットの場合、保護接地端子又は他の接地手段は、全ての露出する非通電金属部と電氣的に有効に接続しなければならない。 12.3 保護接地端子のないランプソケットの場合、絶縁破壊したときに充電部となる可触金属部は、確実な保護接地を施せる手段を備えていなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条12 12.1 箇条15 15.3	箇条12 保護接地 12.1 ランプソケットを保護接地する場合、空間距離又は沿面距離が規定値より短くなつてはならない。 箇条15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 15.3 絶縁抵抗及び耐電圧は、次の箇所で適切でなければならない。 a) 異極の充電部間 b) 充電部と外部金属部分との間 等	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条18	箇条18 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、ランプソケットを通常の使用状態に取り付けたとき、規定する値以上でなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.2	箇条20 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 20.2 導電性の外面をもつものを含め、感電保護を行う絶縁材料の外郭部分（外郭シェル、差込みバレル、ドーム又は背板）及び充電部を所定の位置に保持する絶縁材料の部品（端子及び接点の組立品）は、耐火性及び耐着火性をもたなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.3	箇条19 熱耐久性 19.3 接点及び他の全ての通電部は、過大な温度上昇を防止する構造でなければならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.6 13.8	箇条13 構造 13.6 電源電線が接触する可能性のあるランプソケットの部品は、鋭い縁又は絶縁を損傷するおそれのある形状があってはならない。 13.8 コードグリップランプソケットは、可とうコードを固定する装置（コードの固定装置）を備えなければならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条16 16.2	い。 箇条16 機械的強度 16.2 ねじを切った差込口があるランプソケットは、ねじ部による取付けが有効に機能し、通常時にランプソケットを危険にするような損傷を与えない設計をしなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.3 箇条16 16.1 16.7 16.8 箇条17	箇条10 感電に対する保護 10.3 充電部との偶発的接触を防止する目的の部品は、正しく組み立てたときに、電源コード又は電源ケーブルの取付けに必要な、通常の外し及び交換中に発生する力に十分耐える機械的強度をもたなければならない。 箇条16 機械的強度 16.1 ランプソケットは、使用中の通常操作の応力に耐える強度をもたなければならない。 16.7 防滴形ランプソケットの差込口及びグランドは、通常の外付け中及び使用中に発生する機械的ストレスに耐えなければならない。 16.8 背板形ランプソケットは、損傷することなく支持物への固定に耐える設計でなければならない。 箇条17 ねじ、通電部及び接続部 破損によって、ランプソケットの安全性を損なうおそれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					のあるねじ、通電部及び機械的接続部は、通常の使用状態で生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4 箇条19 19.1 19.3	箇条4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。 箇条19 熱耐久性 19.1 ランプソケットは、十分な熱耐久性をもたなければならない。 19.3 接点及び他の全ての通電部は、過大な温度上昇を防止する構造でなければならない。	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。				人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるも	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.2	箇条11 端子 11.2 端子が接続可能な導体について、製造業者の取扱説明書に記載する場合、又はランプソケットに表示する場合を除き、端子は、規定の公称断面積をもつ導体を接続可能なものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のとする。				
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.3	箇条8 表示 8.3 水の浸入に対する保護等級は、ランプソケットの外郭	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		8.4	上に表示しなければならない。 8.4 保護接地端子には、IEC 60417の図記号番号5019を、表示しなければならない。 この記号は、容易に取り外すことが可能な部品の上に付けてはならない。	
				8.6	8.6 表示は、耐久性があり、容易に読めなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8122:2025

規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。